附則第十二条の三第四項第二号イ中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」を「（以下この号において「車両総重量」という。）及び「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「」を削り、「」という。）に適合し」を「に適合し」に改め、同号ロ中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「」及び「」という。）」を削り、同条第五項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「第三項」を「前項」に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十九年度分」を「、平成二十二年度分」に改め、「、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第十五条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に、「六分の一」を「三分の一」に、「第一号若しくは第四号に掲げるもの又は第六号に掲げるもの（総務省令で定めるものを除く。）にあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一、第五号又は第九号」を「第三号」に、「第八号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二、第七号」を「第五号」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号及び第十号を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染を除去するための償却資産（同法第六条第四項に規定する要措置区域及び同法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る。）で政令で定めるもののうち、平成十五年二月十五日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

附則第十五条第四項から第七項までを削り、同条第八項中「平成十六年度から平成二十一年度までの間」を「平成二十二年度又は平成二十三年度」に改め、「あつては」の下に「、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り」を加え、「二分の一」を「五分の二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条第十一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を同条第八項とし、同条第十三項中「及び第四十七項」を「及び第三十八項」に改め、「供するものに限る」の下に「。第四十六項において同じ」を加え、「平成二十一年度」を「平成二十三年度」に、「に限り、」を「については」に、「（第四十七項」を「（以下この項及び第三十八項」に改め、「の額」の下に「とし、平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該固定資産のうち旧公団からの承継資産にあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の四）の額」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十四項を同条第十項とし、同条第十五項中「平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「に限り、」の下に「当該機械その他の設備が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新たに取得された場合にあつては」を加え、「四分の三」を「五分の四」に改め、「にあつては、」の下に「当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三、当該機械その他の設備が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新たに取得された場合にあつては」を加え、「三分の二」を「六分の五（当該機械その他の設備のうち総務省令で定めるものに係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十六項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十七項中「第三十八項」を「第二十九項」に、「平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項を同条第十四項とし、同条第十九項中「平成十八年六月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、「有線放送電話業者」の下に「で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるもの」を加え、「（当該設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四）」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第二十項を削り、同条第二十一項中「平成十八年六月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、「有線テレビジョン放送法」の下に「（昭和四十七年法律第百十四号）」を、「有線テレビジョン放送事業者」の下に「で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるもの」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第二十二項中「同法の施行の日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十三項各号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第二十四項を第十九項とし、第二十五項から第二十七項までを五項ずつ繰り上げ、第二十八項を削り、第二十九項を第二十三項とし、同条第三十項中「第五十四項又は第五十五項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十一項を削り、同条第三十二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「に限り、」の下に「当該施設が平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新たに取得された場合にあつては」を、「三分の二」の下に「、当該施設が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新たに取得された場合にあつては当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条第三十三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十四項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第三十八項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十五項中「平成十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に、「から五年度分の固定資産税については」を「から十年度分の固定資産税に限り」に、「三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二」を「二分の一」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十六項及び第三十七項を削り、同条第三十八項を同条第二十九項とし、同条第三十九項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「（第三十六項及び第三十七項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第三十項とし、同条第四十項を同条第三十一項とし、同条第四十一項を同条第三十二項とし、同条第四十二項中「平成二十年度分及び平成二十一年度分」を「平成二十二年度分及び平成二十三年度分」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十三項中「平成二十